

宇宙活動の商業化政策批判、特に、 方法論として一 高度産業化社會における「社會的協同業務の精 神」と宇宙條約第1・6條との關係についての メタ國際法學的考察として

米田 富太郎*

〈目 次〉

< 報 告 内 容 >

はじめに。問題關心の周邊とその所在

1. 「社會的協同業務の精神」の變容と宇宙活動の商業化政策
2. 變質した「社會的協同業務の精神」の規範表像——商業的宇宙活動の規範體系
 - ① 表象としての規範—デギュレ-ション法制化の歴史的背景と意味
 - ② 宇宙條約第1條論—高度産業化社會における「宇宙活動の自由」規定に含意された原理的意味=商業的宇宙活動の基本原理(Ⅰ)
 - ③ 宇宙條約第6條論—企業の宇宙活動承認・國家への責任集中=商業的宇宙活動の基本原理(Ⅱ)
3. 結論—商業的宇宙活動批判と國際(國際宇宙)法學

* 中央學院大學地方自治研究センター客員教授
Tomitaro YONEDA (Visiting Professor CHUO GAKUIN Uni.)

シノプシス

1.「社會的協同業務の精神」とは何か、その現代的状況は何か

・國民國家と國民經濟という歴史的秩序形成の文脈に對應して生成、發展してきた「社會的協同業務の精神」(“國民全體にとって必要であり、國民全體に利益をもたらすから、國民全體によって履行され負擔される”=公益務の精神)は、「國家の發展的存續に係わる秩序形成業務の承認とそれへの主體的參加(業務コストを負擔し、その利益を配分的正義準則に従って受け取ることを含む)を構成要素とする政治的意圖』の一般的表現である。その意味において、それは、國家の秩序形成業務一環としての國家的宇宙開發利用政策の正當化と參加の根據ともなるものである。

・それは、傳統的地域團體の國家への解體に伴う國民國家の形成と發展にのみ係わるばかりでなく、政府の政治的性格によって多様な政治的意味をもつものであくことが指摘されなければならない(『ブリュメル18日』—“社會の構成員の協同利害は、それぞれ社會から切り離され、より高い一般的利害として社會に對立させられ、社會構成員の自主的活動の範圍から切りはずされて政府活動の對象とされた”。

・現代國際社會の歴史的變遷は、固有、自律した社會的意味をもつ社會とその秩序構築を必然化する中で、「社會的協同業務の精神」の國際化を強く意識し要求する段階に到達している(諸國民にとって必要であり、諸國民に利益をもたらすから、諸國民によって履行され負擔される。

2.「社會的協同義務の精神」の現代的状況の内容と意味は何か

・「社會的協同業務の精神」の國際化の現代的状況、すなわち、その與件の大粹は、産業の全般的優越として掌握される高度産業化社會である。それは、高度産業化社會の管制塔に位置するアクターである「國際的資本總體」(資本と經營の國際的運動を核とする大規模多國籍企業ネットワーク)・「國家運營に係わるテクノクラート」・「アカデミズム」という「機能横斷的コンプレックス」とその協動論理である”市場と産業のダイナミズム”(具體的には、自由の抽象化ないしは物神化と義務の外部化)に一切を適合させる”トレンズが支配する状況である。

・この状況に定立して「社会的協同業務の精神」は国際化に伴う“新しく、異質な内容”を醸成しつつある。それは、「社会的協同業務の精神」を“秩序構築業務から自由ないしは解放することと参加を階層化”するようになる變質である。

3. では、「社会的協同業務の精神」のこうした變質は、國際法學にとってどのような問題なのか

・「社会的協同業務の精神」の国際化は、國際社會の法現象を認識對象とする國際法學にとって、國際法の存在基盤となる國際社會の固有・自律的社會の構築とそこでの秩序形成を協同業務とし、それへの諸國民の主體的參加をいかに達成して行くかの問題に係わるばかりでなく、そこに秩序形成の役割を擔う國際法の能動的機能と發展を確保して行くためにも考察されるべき問題對象であるとすることができる。つまり、「社会的協同業務の精神」の国際化を高度産業化社会の論理(後述)から、いかに解放するかがその問題であると言える。

4. この問題を「宇宙活動の商業化政策への批判」として展開する必然と意義は、何處にあるのか。

1) 先ず、宇宙開發利用は、なぜ政府によって主導されてきたか・されなければならない「社会的協同業務」なのかについて考える必要がある。これには、ふたつの理論と現實がある。

・ふたつの理論 ①市場システム國家の立場からは自由競争の弊害ないしその不可能性(政府獨占ないし介入の正當化論は、傳統的に「非排除性」と「非競合性」概念を中心にして展開されている。「市長の失敗」への危惧がその中心となる)から、政府の介入ないし獨占が正當化される。②計劃經濟システム国家にとっては、政府介入や獨占の正當化論はそもそも問題にならない。資源配分等の宇宙開發利用政策の優先順位の根據が問題となるだけである。宇宙開發利用が、先端的科學技術の開發、實踐の成功による社會主義体制の優越性を確保する政策としての宇宙開發利用政策というのが、その優先根據である。

・ふたつの現實——①宇宙開發利用は、資源の膨大な使用とその權力的運用や分配の不均等の權力的合理化が必要であること。②先端的科學技術の開發應用の集中的部門としての宇宙開發利用は、現實國家の發展に深くかつ致命的に係わる。また、これとの關係で國家運營を擔うテクノクラート、企業(多國籍企業ないし大企業)やアカデミズム(宇宙および先端的技術に關連する)の發展

や存在理由にも係わる。

2) 宇宙活動の商業化政策は、「機能的横断コンプレックス」による國家のインフラ化政策の進陟によって生じる。

・現代の宇宙活動は、その様式として「國家の手」から離れてこれら“「機能横断的コンプレックス」の制御にもとづく「國家の名」による宇宙活動”としての實體を持つに至っている。その内容として“市場原理による宇宙活動”としての實體を持つに至っている。宇宙活動の歴史類型としての商業的宇宙活動政策がこれである。

3) 宇宙條約第1・6條は、規範レベルにおける商業化を解釋上可能にする規範體系であるとともに、立法趣旨としても、結果としてこうした可能性を豫定したものと斷定されても止むを得ない過程をもつものであった。「宇宙活動の自由の宣言とNGOの宇宙活動承認」と「國家への直接的責任歸屬の確定」という規範體系が、それである。現實に、それは宇宙活動の商業化を實現させる解釋上の根據として援用され、評價されている。

4) しかし、第1・6條の解釋から法的に演繹され、國家政策化されている商業的宇宙活動は、それといえどもその實行に當たって公的資源とその利用を不可欠とし、その意味で「社會的協同業務の精神」をも不可欠とすることから、それは「目的としての秩序構築意思」から自由ではあり得ない。商業的宇宙活動政策は、逆にこうした秩序構築原理から自由を指向するものであり、國家的宇宙開發利用政策として正當化できないという矛盾を含むものとして評價され、批判される必要がある。

つまり、高度産業化社會での管制塔としてのこれら「機能横断的コンプレックス」にとって宇宙活動はその開發を左右する活動である。そのために國家資源の有效利用が必要であり、そのために「社會的協同業務」とその「精神」を國際化という歴史的變遷の文脈にシフトして國家から解放を達成するとともに、それを「機能的横断コンプレックス」の私有財産としたのである。

5. 國際法學は、この現實を認識しているのか、そうでないとしたらなぜそうなのか

・本來的に、國際法學がこの問題を、この社會事象を對象として檢討する意義は、宇宙開發利用が、現代科學の思考過程や方法論上の問題に原理的問い合わせをせざるをえないような實質、たとえば、科學と神秘、説明と豫測、觀察と方法や理論と實踐といったような科學一般に係わる方法論上の原理的課題に係わるようになるということや、しかも、それが、人類の將來に係わる大問題であるという問題としての重要性にある。

・しかし、國際法學(國際宇宙法學)は、社會認識のためのひとつの專門的知識樣式であることにおいて、「社會的協同業務」とその「精神」の國際化が提起する現實的問題の一例が、宇宙開發利用の商業化という面で露呈しているという現實に對して、この事實を解讀し、そこに固有の國際法學的問題を發見し解決するということに成功していると言えるであろうか。國際法學は、この問題が國際法學のマクロ的思考過程の在り方に反省を迫るという意味を持っていることに氣づいているのだろうか——肯定的答えを出すことはできない。

・國際法學におけるこうした社會的構想力および批判的分析の視角の缺如ないしは消極性は、國際法學のマクロ的思考過程の個性(アプローチの裁判中心主義と理論內容の非一般性)から自然にあらわれるものであり、社會認識のための專門的知的樣式としての國際法學の問題性が指摘されなければならない。國際法學それ自體の問題對象化が不可缺である理由がここに存在する。メタ國際法學的考察とは、こうした問題構築のもとで、國際法學それ自體を問題對象化する國際法學研究のいち方法である。

・國際法學を研究樣式において多様なアプローチを構築すること、理論內容において①科學一般に通底する“一般理論”か②國際法學固有の“一般理論”を構築すること。

6. 方法についての問題(1)——メタ國際法學的考察

・科學としての國際法學そのものを對象にして檢討する理論である。それは、國際法學の研究方法を分析し、それらを全體としてマクロに特徵づけている思考過程を抽出することである。

・國際法學を全體的・總合的に捉えるひとつの視点の必要性がある。それは、

相對的に高度に完成された法學としての國際法學が、スケールの大きい社會歴史的事態や變動に直接的に係わつていていることから、つまり、國際法學が未完成であることからではなく、より高度に編成される必要があることから、國際法學それ自體が問題として對象化されなくてはならないことからである。

方法についての問題(2)——國際法學における對象としての「精神」と「歴史相對主義」の方法的意義について

・對象としての「精神」の意義は、可能な限り問題對象や事象の全體的掌握ないし全體的認識を行なうとする必要からである。また、瀕死の状態にあるマルクス主義的パラダイムの有效性ないしは可能性を摸索する必要からでもある一アナル歴史學のmethod的有效性は、これを論證している。

・それは「精神」の在り方、事象へのその作動の仕方を「外生的要因」から、それを特定しながら説明する方法として「歴史相對主義」理論の有效性.